

平成29年 No.13

○東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

改正理由

キャンパスアジア推進室に所属する教員の任期の追加のため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 3 月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 3 月 23 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第 9 号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：キャンパスアジア推進室に所属する教員の任期の追加のため、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u> <u>2 キャンパスアジア推進室教員について、採用等の事由が年度の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。</u>					〔省略〕 (任期を定めて雇用する教員の職等) 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 〔省略〕				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠	教育研究組織 の名称	対象となる職	任期	再任に関 する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授, 准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒 教育部門	教授, 准教授	5年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第1号
国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授, 准教授 講師, 助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号	国際算数数学授業 改善プロジェクト	教授, 准教授 講師, 助教	3年	1回に限り 再任可	法第4条第 1項第3号
次世代教育研究 推進機構	教授, 准教授 講師, 助教	3年	再任不可	法第4条第 1項第3号	次世代教育研究 推進機構	教授, 准教授 講師, 助教	3年	再任不可	法第4条第 1項第3号

パッケージ型支援プロジェクト	教授, 准教授 講師, 助教	1 年（ただし，再任後の任期は 3 年とする。）	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号		パッケージ型支援プロジェクト	教授, 准教授 講師, 助教	1 年（ただし，再任後の任期は 3 年とする。）	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号	
障がい学生支援室	教授, 准教授 講師, 助教	2 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号		障がい学生支援室	教授, 准教授 講師, 助教	2 年	1 回に限り再任可	法第 4 条第 1 項第 3 号	
<u>キャンパスアジア推進室</u>	<u>教授, 准教授 講師, 助教</u>	<u>1 年（ただし，再任後の任期は 3 年とする。）</u>	<u>1 回に限り再任可</u>	<u>法第 4 条第 1 項第 3 号</u>							